

## 6 社会参加

### (1) 行動範囲の拡大

#### 1. 外出系サービス (障害福祉サービス)

屋外での単独の移動が困難な重度の知的障害者、精神障害者、視覚障害者を対象に外出支援や情報支援等を行います。(利用方法については25ページ、事業所については窓口にお問い合わせください。)

行動援護・・・自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

同行援護・・・視覚障害で移動に著しい困難を有する方に、移動時や外出先に必要な移動や視覚情報の支援、排泄や食事等の介護を行います。

同行援護・・・視覚障害で移動に著しい困難を有する方に、移動時や外出先に必要な移動や視覚情報の支援、排泄や食事等の介護を行います。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

#### 2. 移動支援事業

屋外で単独での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動

を支援するサービスです。対象者は屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者です。(事業所については53ページ参照)

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

#### 3. 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などの非営利団体が、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって当該法人の

会員に対して行う個別輸送サービスです。単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な障害者手帳をお持ちの方及び要介護認定等を受けている方が対象です。

→窓口 福祉有償運送事業者(54ページ参照)

小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

**4. 福祉タクシー券**

身体障害者手帳 1 ～ 3 級及び下肢障害 4 級、又は療育手帳④・A・Bをお持ちの方が交付対象です。登録申請の手続き後、初乗り運賃相当額のタクシー券を交付します。交付枚数は 1 ヶ月あたり 3 枚で年間最大 36 枚交付します。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

**5. 自動車改造費の補助**

就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要のある身体障害者に対し、100,000 円を限度として改造費用を補助します。(所得制限があります。)

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

**6. 自動車運転免許取得費の補助**

身体障害者手帳をお持ちの方で、運転免許証の交付について必要な条件を付される方が対象です。運転免許適正相談を受け、事前に申請することが必要です。運転免許取得費用の 2/3 を補助(上限 120,000 円)します。(所得制限があります。)

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

**7. 補助犬の給付**

県内に 1 年以上居住する 18 才以上の在宅の身体障害者で次の要件を備えた方となります。

盲導犬については、視覚障害 1 級、介助犬については、肢体不自由 1、2 級、聴導犬については、聴覚障害 2 級。また、所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理すること。補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があること。自己所有以外の家屋に居住する方は、その家屋の所有者又は管理者の承認が得られること。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

\* 介助犬及び聴導犬については、県庁障害者福祉推進課 電話 048-830-3309 へお問い合わせください。

## (2) 社会活動の機会

### 1. 地域活動支援センター

文化的創作活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。センターは、東松山市内に「地域活動支援センターあすみーる」と「比企生活支援センター」の2カ所あります。事前に申請登録が必要です。

○あすみーる 東松山市松葉町2-5-37

電話 21-5593 FAX21-5604

○比企生活支援センター 東松山市若松町1-14-6

電話 81-7145 FAX81-7146

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

### 2. 障害者サロン（サロンデュウエスト）

比企郡の西部地域（嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村）にお住まいの障害者の方を対象としたサロンです。午前に昼食作り、午後は軽スポーツなどを行います。事前に登録申請が必要です。原則月1回、第2土曜日に開催しています。参加費がかかります。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

### 3. 県障害者スポーツ大会（彩の国ふれあいピック）

スポーツを通じた障害者の体力維持・向上を図るとともに、障害のある方の自立と社会参加を推進することを目的として開催される県内最大級のスポーツ大会です。例年5月に春季大会、9月下旬から10月初旬に秋季大会、11月頃から3月にかけて球技大会を開催しています。

→窓口 一般社団法人 埼玉県障害者スポーツ協会

電話 048-822-1120 FAX048-822-1121

ホームページ <http://sainokuni-sasa.or.jp>

→参加申込み窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

### (3) 社会活動の助長・援助

#### 1. 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚又は音声・言語機能に障害があるため意志疎通を図ることが困難な方に対し、手話通

訳者、要約筆記者の派遣を行います。

→窓口 埼玉聴覚障害者情報センター

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館内

電話 048-814-3353 FAX048-814-3354

#### 2. 小川町立図書館宅配サービス

小川町立図書館に来館することが困難な方に対し、図書館資料を宅配して貸し出すサービス

で、身体障害者手帳肢体不自由 1 級から 3 級、視覚障害 1 級から 3 級または療育手帳①・A・Bをお持ちの方もしくは介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた方が対象です。利用できる資料は、図書、雑誌は 10 冊まで、CD、カセットテープは 3 点まで、ビデオテープ、DVD は 1 点です。

→窓口 小川町立図書館 小川町大塚 99-1 電話 72-5965 FAX72-3185

#### 3. 声の広報

朗読ボランティア「あじさい」の協力により、「広報おがわ」を録音し、町HPで公開しています。町立図書館にてCDの貸出を行うなど毎月必要な情報を視覚障害者に提供しています。

→窓口 小川町役場 総務課 広報広聴担当

電話 72-1221 FAX74-2920

メール [ogawa127@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa127@town.saitama-ogawa.lg.jp)

#### 4. 郵便等による不在者投票

選挙人名簿に登録されている方で、以下の要件に該当する方は、自宅等において郵便等による不在者投票

票をすることができます。

(1) 身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が次のいずれかに該当する方

ア 両下肢、体幹、移動機能 1 級又は 2 級

イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1 級又は 3 級

ウ 免疫、肝臓 1 級から 3 級

(2) 戦傷病者手帳をお持ちで、障害の程度が(1)の身体障害者手帳と同等である方

(3) 介護保険の被保険者証の要介護状態が「要介護 5」の方

郵便等投票証明書(7年間有効)の交付を受け、選挙ごとにこの証明書を添付して、投票用紙と封筒を請求して郵送等で投票を行います。なお、手続、投票については自署または代理記載によります。

→窓口 小川町役場 小川町選挙管理委員会

電話 72-1221 FAX 74-2920

### 5. ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。無料で配布しています。配布場所：小川町役場健康福祉課、パトリアおがわ長生き支援課、ココット子育て支援課

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

### 6. ヘルプカード

緊急連絡先、通院先の病院、服用している薬等を記入することができるカードです。このカードを常に携帯し、困ったときや災害時などに周囲の人に提示することで、必要な支援を受けやすくなります。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

### 7. 介護マーク

介護の必要な方が公共トイレ等を使用する際の補助や、男性介護者が女性用下着等の衣類の買い物をするときなど、一見して周りの方に介護中であることがわかりづらい場合には、介護する方が誤解や偏見を受けることがあります。「介護マーク」はこういった場面において介護中であることをお知らせするマークであり、介護する方が周囲の理解を得ることにつながります。申請により貸与しています。

→窓口（65歳未満の障害者）小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

→窓口（65歳以上）小川町社会福祉協議会 地域包括支援センター

小川町腰越 618 パトリアおがわ 2 階

電話 74-3461 FAX74-3462

メール [volunteer@ogawashakyo.or.jp](mailto:volunteer@ogawashakyo.or.jp)

### 8. ハートプラスマーク

内部障害は外見ではわからないため、さりげなく障害があることを周囲に理解していただくためのマークです。周囲の人に提示することで、必要な支援を受けやすくなります。次のアドレス (<https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/DL.html>) よりダウンロードしてご利用ください。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当  
電話 72-1221 FAX74-2341  
メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)

## 9. 小川町見守りシール

徘徊時の早期発見や事故防止のためのQRコードがついたシールです。登録すると登録番号が記載されたシールをお渡ししますので、服や靴などの持ち物に貼ってください。携帯番号を使ってQRコードを読み取ると小川町役場の連絡先が表示されます。

→窓口（65歳未満の障害者）小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当  
電話 72-1221 FAX74-2341  
メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)  
→窓口（65歳以上）パトリアおがわ 長生き支援課 高齢福祉担当  
電話 74-2323 FAX74-2343  
メール [ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp)

## 10. 思いやり駐車場

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。利用証は下記窓口にて申請を受け配付しますので、駐車時にルームミラーへ掲示してください。

→窓口（障害者・けが人等）小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当  
電話 72-1221 FAX74-2341  
メール [ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp)  
→窓口（要介護者）パトリアおがわ 長生き支援課 高齢福祉担当  
電話 74-2323 FAX74-2343  
メール [ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp)  
→窓口（妊産婦）ココット 子育て支援課 母子保健担当  
電話 81-6181 FAX81-6186  
メール [ogawa108@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa108@town.saitama-ogawa.lg.jp)  
→窓口（電子申請・郵送申請）埼玉県福祉政策課  
電話 048-830-3223 FAX048-830-4801

電子申請はコチラから

（思いやり駐車場に関する県ホームページ）

